

随意契約（相手方指定）調書

件 名	若者に関する相談支援事業業務委託	No.5200255
工（納）期	令和１１年３月３１日	
契約締結日	令和６年４月１日	
契約金額	３１，１７３，８１３円（消費税込み）	

契約相手方	株式会社法研 (法人番号：7010001057148)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備 考		

業者選定理由書

件 名	若者に関する相談支援事業業務委託
指名業者 (案)	名 称 株式会社法研 所在地 東京都中央区銀座一丁目10番1号 代表者 代表取締役社長 東島 俊一
特命理由	本件は、人間関係や仕事、孤独などの悩みを抱える若者や、社会的自立に困難を抱える若者からの相談を受け、就労・就学等の適切な支援につなぐことにより、若者の社会的自立を後押しすることを目的としている業務委託である。主管課からは、プロポーザル方式により委託候補者を選定のうえ、部の機種・業者選定委員会の了承を得て、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。 経理課として検討したところ、 本件業務は、専門的知識や経験を備えた相談員の確保、また的確に業務を遂行できる能力を持つ人材の確保が必要であり、価格競争に馴染まないことからプロポーザル方式により委託候補者の選定を行っている。 業者選定にあたっては、評価委員により評価基準を定め、公募を実施したところ、提案書の提出があった3社に対して、「事業内容」、「実施体制」及び「実績」などの観点から評価を実施している。 上記業者は、多くの項目で高い評価を得ており、総合評価においても全体の約8割と第1位の評価点を獲得している。 また、他自治体での実績も豊富であることから、本件についても確実な履行が期待できる。 以上のことから、上記業者の指定は妥当であると判断し、当該業者を相手方に指定した随意契約を締結する。
その他 特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)